

令和8年3月

お客様各位

兵庫みらい農業協同組合

## 「委任状」について

当JAでは、組合員・利用者の皆様に安心して貯金等のお取引をいただけるよう、原則としてご本人様とのお取引を行っております。

ただし、ご本人様のご来店が困難な場合に、「委任状」のご提出と【委任者様（貯金者ご本人様）】と【受任者様（ご来店者様）】お二人分のご本人確認ができる書類（運転免許証、マイナンバーカード等顔写真付きの公的書類）を確認させていただくことで、一定のお取引に対応させていただいております。

なお、委任状はすべて貯金者「ご本人様」の「自筆」にて記入をお願いします。

また、お取引内容によっては、ご本人様にお電話等で委任内容を確認させていただく場合があります。（\*確認ができない場合は、お取り扱いできませんので、ご了承ください。）

ご不便をお掛けいたしますが、ご利用者様の安心・安全のため、貯金に対する不正な取引を避ける目的でのお手続きですので、ご理解のうえご協力いただきますようお願いいたします。

以上

[委任状・記入例のダウンロードはこちら](#)